

岩手県告示第316号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定に基づき、次の指定試験機関に調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の一部を行わせることとした。

平成29年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
 - (1) 名称 公益社団法人調理技術技能センター
 - (2) 主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号JACCビル
- 2 行わせることとした試験事務の範囲 試験問題の作成、試験の運営、採点、合否判定及び合格通知
- 3 試験事務を行わせることとした年月日 平成29年4月1日